

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人上島町社会福祉協議会

令和5年度 上島町社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

3年続いた新型コロナウイルス感染症に対して政府は、5月8日に今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を示しました。また、マスクについては、屋内、屋外を問わず、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、着用を個人の判断に委ねることを基本にするよう見直すことなども示されました。地域住民においては、これまでの閉塞感から解放され、少しずつ以前のような日常生活を取り戻していくのではないかと考えられます。

令和4年は全国で介護事業の倒産件数が過去最多となり、本会の介護保険関連事業においても令和3年から大変厳しい状況が続いている状況を鑑み、さらなる財政の健全化と経営の見直しを図る必要があります。今後も地域住民に必要とされるサービスを継続していくため、適正な運営と質の向上を目指します。

また、本会の活動指針となる「第2期地域福祉活動計画(5ヵ年計画)」の策定にあたり、その基本理念である「みんなで支え合う島 ふれあいのまちづくり」の実現のため、地域住民や行政、関係機関・団体との連携および協働のもと、地域福祉活動計画および地域福祉事業を推進していくよう努めて参ります。

重点目標

- 1 組織の基盤強化と人材の確保、育成
- 2 介護保険事業のサービス向上と経営の健全化
- 3 地域福祉事業の評価と見直し

1 法人運営事業

(1) 法人運営事業

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 社協会員募集
- ⑥ 役職員の研修会への参加
- ⑦ 職員研修の実施
- ⑧ 職員連絡調整会議、専門員会議、事業会議の開催

2 地域福祉推進事業

(1) 企画・広報事業

- ① 広報誌「社協だより」の発行（年4回）
- ② 第9回上島町社会福祉大会の開催
- ③ ホームページ及びフェイスブックを活用した情報の公開

(2) 総合相談事業

- ① 一般相談事業
住民の抱える日常生活上の様々な相談に応じ、適切な助言・援助、関係機関への連絡・調整を行い福祉の増進を図る。（心配ごと相談所の常設）
- ② 生活困窮者自立相談支援事業《くらしの相談支援室》（県受託事業）
積極的な訪問支援や地域ネットワークの働きかけにより、生活困窮者を早期に把握し、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥ったり、生活保護の適用を受けることにならないよう、相談員が本質的な課題解決に向けた支援活動を行う。また、離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住宅確保給付金」の支給を受けるための支援を行う。
- ③ 生活困窮者家計改善支援事業《くらしの相談支援室》（県受託事業）
家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。
- ④ 生活困窮者就労準備支援事業《くらしの相談支援室》（県受託事業）
単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う。

- ⑤ 生活福祉資金事業（県社協受託事業）
低所得者、障がい者及び高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、その経済的自立及び在宅福祉の促進と安定した生活を図る。
- ⑥ 臨時特例つなぎ資金貸付事業(県社協受託事業)
離職者で住居のない者に対し、公的貸付開始までの資金の貸付と必要な援助指導を行い、その経済的自立及び在宅福祉の促進と安定した生活を図る。
- ⑦ 福祉サービス利用援助事業
高齢者、障がい等判断能力が低下している方に、支援員が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの支援を行う。
- ⑧ 法人後見事業
障がい等により物事を判断する能力が十分ではなく、援助が必要とされる要支援者で、家庭裁判所の審判で成年後見人等が必要であり、かつ、法人後見人が必要と認められた場合、要支援者の権利を擁護するための援助を行う。

(3) 地域活性化等事業

- ① 地区社協との連携
- ② 福祉用具リサイクルサービス事業
家庭で使わなくなった福祉用具を提供する者とリサイクルを希望する者をコーディネートすることにより、福祉用具の有効活用を図る。
- ③ 福祉機器貸出事業
介護保険給付の対象とならない者、障がい者等に対し、本会が保有する車いす、歩行器等の福祉機器を一定の条件で無償貸与し、自立に向けた生活を支援する。
- ④ 地域福祉活動計画の推進
「みんなで支え合う島 ふれあいのまちづくり」を理念として、行政、関係機関・関係団体・ボランティア団体・自治会等と連携して、支え合いによる地域づくりに向けた第2期地域福祉活動計画を推進する。
- ⑤ ボランティア団体等の育成支援

(4) 共同募金配分金事業

- ① 赤い羽根共同募金運動（10月から12月）
地区住民、企業、学校等多くの人々の善意が、個別募金、設置募金など様々な方法により集められ、集まった募金の約半分は、上島町を良くするために使います。残りは、広域的な課題を解決するために、県内の福祉施設や障がい者団体などの活動に使われます。
- ② 配分金事業
 - ア) 老人福祉関係事業
 - ・地域支え合い活動推進事業

a.ふれあいいきいきサロンの開催支援

生名地区・・・1か所（月2回）

岩城地区・・・2か所（月1回）

魚島地区・・・1か所（週1～2回）

弓削地区・・・3か所（月1～2回）

b.サロンボランティアの育成

- ・高齢者と子どものためのクリスマス会（魚島地区）

イ) 障がい者福祉関係事業

- ・身体障がい者交流会

ウ) 児童福祉関係事業

- ・福祉教育推進事業（福祉体験学習）
- ・少年式記念品の贈呈
- ・保育所卒園記念品の贈呈

エ) ボランティア関係事業

- ・ボランティア保険の加入促進

③ 歳末たすけあい募金運動（12月）

地域福祉活動の啓発や推進を目的として、各地区の民生児童委員の協力により街頭募金を行い、歳末たすけあい募金配分金事業に充当する。

④ 歳末たすけあい募金配分金事業（12月）

寄せられた街頭募金を財源として、町内の85歳以上の独居高齢者を対象に、民生児童委員の協力を得て、安心して新年が迎えられるよう見守り活動を行う。

3 介護保険サービス事業

(1) 上島町社協訪問介護事業所

① 訪問介護事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う。

③ 生活支援ホームヘルプサービス事業（町受託事業）

基本的な生活習慣が欠如し、社会参加が困難である介護給付の対象とならない高齢者等に対しホームヘルパーを派遣し、日常生活に対する指導及び支援を行い、要支援・要介護状態への移行を予防する。

(2) 上島町社協居宅介護支援事業所

① 居宅介護支援事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、介護保険サービスを利用する者の居宅介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等のケアマネジメントを行う。

また、特定事業所として、主任介護支援専門員の配置や、定期的な会議の開催等、質の高いケアマネジメントの実施と、実務研修においては、実習生の受け入れを行い、地域全体のケアマネジメントの向上を行う。

② 介護予防居宅介護支援事業（町受託事業）

上島町地域包括支援センターから委託された要支援1・2等の者の介護予防プランを作成し、適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡調整を行う。

③ 要介護認定調査事業（町受託事業）

上島町からの委託を受け、介護保険を申請された方に対し、要介護度を決定するのに必要な調査票作成のための訪問調査を実施する。

(3) 上島町社協（生名・岩城・弓削）通所介護事業所

① 地域密着型通所介護事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、施設において利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話、機能訓練などのサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行う。

③ 生きがい活動支援通所事業（町受託事業）

家に閉じこもりがちな介護給付の対象とならないひとり暮らしの高齢者等に対し、通所介護サービスを提供することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

④ 運営推進会議の開催

地域との連携・交流を図りサービスの質の確保を図ることを目的として、事業所の管理者、利用者、利用者の家族、民生児童委員等で構成する運営推進会議を年2回開催する。

4 障害福祉サービス事業

(1) 上島町社協特定相談支援事業所

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの受給資格を有する障がい者と利用契約を締結し、サービス

等利用計画を作成し、適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡調整を行う。

(2) 上島町社協居宅介護事業所

① 居宅介護事業

障害福祉サービスの受給資格を有する障がい者等と利用契約を締結し、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

② 重度訪問介護事業

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする障害福祉サービスの受給資格を有する方と利用契約を締結し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

③ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等について、移動支援の支給決定を受けた者に対し、訪問介護員による外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す。

5 生活支援体制整備事業（上島町受託事業）

生活支援コーディネーターが日常生活上の支援が必要な高齢者等に対し、住み慣れた地域で生きがいを持ち在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。

6 指定管理事業（公益事業）

(1) 施設の管理運営

指定管理者制度による上島町の条例及び協定書に基づき、次の施設の管理運営を行う。

- ・ 上島町生名デイサービスセンター（上島町生名2133番地3）
- ・ 上島町岩城高齢者生活福祉センター（上島町岩城2239番地）
- ・ 上島町弓削高齢者生活福祉センター（上島町弓削上弓削1907番地1）

(2) 地域拠点整備事業

岩城地区及び弓削上弓削地区において、岩城・弓削高齢者生活福祉センターを地域の誰もが気軽に集まることのできる「居場所」とすることで、地域住民の交流の場とし、引きこもり、孤立の防止、生きがいづくり、見守りなど、誰もが安心して

暮らしていける地域づくりの拠点を整備、運営の支援を行う。また、弓削高齢者生活福祉センター2階の一部を弓削地区の放課後児童クラブに開放し、児童と高齢者の他世代交流を図る。

- ・ 上島町岩城高齢者生活福祉センター
- ・ 上島町弓削高齢者生活福祉センター

7 福祉有償運送事業（公益事業）

上島町に住所を有し、福祉有償運送の利用登録を行った要介護者及び身体障害者等に対し、社会参加の機会の確保や日常的な外出支援等のための移送を行う。

8 その他の活動

（1）日本赤十字社の会員募集（5月）

日赤奉仕団、地区委員等の協力を得て、会費の拠出をお願いする。集められた会費は国際救援、災害救護、医療事業に役立てられます。

（2）日本赤十字運動への理解と促進

救急法・幼児安全法・健康生活支援・水上安全法講習会等を通じて、日本赤十字運動への理解と促進を図る。